

目

次

	頁
第100号議案 知事等の給与の特例に関する条例	10
第101号議案 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
第102号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	13
第103号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	14
第104号議案 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例.....	16

第百号議案

知事等の給与の特例に関する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から令和二年十二月三十一日までの間（次条において「特例期間」という。）においては、知事、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者の給料月額、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第一条第一項の規定にかかわらず、知事にあつては同項第一号に定める給料月額からその百分の三十に相当する額を、副知事にあつては同項第二号に定める給料月額からその百分の二十に相当する額を、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者にあつては同項第三号から第五号までに定める給料月額からそれぞれその百分の十に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、それぞれ同項第一号から第五号までに定める額とする。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第二条 特例期間においては、教育長の給料月額は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同条に定める額とする。

(端数計算)

第三条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(知事等の給与等の特例に関する条例の廃止)
- 2 知事等の給与等の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十三号）は、廃止する。

令和二年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の給与を減額する特例を定めたいので、この案を提出するものである。

第一百号議案

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年一月三十一日」を「令和八年一月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第百二号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和二年十月十六日から施行する。

令和二年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定の取消しをしたいので、この案を提出するものである。

第百三号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第五号中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第六号中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第七号中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第八号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「基づく区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同項第十号中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八十八条第一項(同条第五項)」に改め、同項第十四号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第十五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第二十三号中「第四条」を「第五条」に改め、同項第二十四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二十五号中「第八条」を「第九条」に改め、同項第二十六号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第三十一号中「牛ウイルス性下痢・粘膜炎」を「牛ウイルス性下痢」に、「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表農林部の項第二十三号から第二十六号まで及び第三十一号の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和二年十二月一日から施行する。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

2 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第九十号中「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第九十一号中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第九十三号中「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九十四号中「漁

業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改める。

令和二年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

漁業法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第四百号議案

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----------	--

別表第三の五の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
---------	--	----------------------	-------------------------

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

令和二年九月二十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

個人番号を利用することができる事務として県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務を追加する等したいので、この案を提出するものである。